

## 第1回千葉市いじめ等調査委員会議事録

1 日時：平成26年4月23日（水）午後3時00分～3時32分

2 場所：議会棟第2委員会室

### 3 出席者

#### (1) 委員

宮下進委員長、藤川大祐副委員長、小西朱見委員、齋藤由美委員、千葉浩彦委員

#### (2) 事務局

志村総務局長、小早川総務部長、大野人事課長、高間人事課コンプライアンス推進室長、清水人事課主任技師、岩崎人事課主任主事

### 4 議題

(1) 正副委員長の選任について

(2) 委員会の運営について

(3) その他

### 5 議事の概要

(1) 正副委員長の選任について

委員による無記名投票の結果、委員長には宮下委員を、副委員長には藤川委員をそれぞれ選任した。

(2) 委員会の運営について

ア 委員会の所掌事務、組織等について

事務局からの説明を委員が聴取した。

イ 千葉市いじめ等調査委員会運営要綱（案）について

一部文言訂正を行い、確定した。

(3) その他

議事録の作成・確定方法について決定した。

### 6 会議経過

#### ○開会

#### ○市長挨拶

皆様、今回お忙しい中、委員をお引き受けいただいたことに感謝を申し上げます。昨年も含めて、このいじめ、体罰、様々な学校における重大事案の問題が国民の関心事としてあった訳ですが、そういう中で、千葉市は、教育委員会にも第三者機関を設けると同時に、市長部局にも、同じような形で今回設置させていただくことにいたしました。私たちの想いは、学校に通う子どもたちという視点においては、教育委員会が基本的には考えていただくことかもしれませんが、子どもたちは決して学校だけではなく、千葉市民でありますし、広い意味で千葉市の子どもたちであります。そうしたものを所管する市長部局としても、千葉市の子どもたちのために、しっかりとした対策を私たち自身も主体的に考えていかなければならないだろうと思っていますし、また、事案によっては、教育委員会の第三者機関だけでは、真理に到達できなかったり、もしくは、保護者のご期待に沿えないケースというのも十分想定されると思います。そうした時に、泥縄式ではなく、あらかじめしっかりとした議論を踏まえた上で、準備をしていく必要があるのではないか、このような考え方から、市長部局に設置させていただくことにいたしました。どうぞ委員の皆様方には、様々な見地から、十分な、様々なご提言をいただきまして、私たちも制度として反映できるものは反映していきたいと思っておりますし、教育委員会とも連携を取っていききたいと思っております。どうぞ千葉市の子どもたちのために、お力をお貸しいただくことを重ねてお願いいたしまして、市を代表して皆様方への挨拶に代えさせていただきます。どうぞこれからよろしく願いいたします。

〔市長退室〕

#### ○委員紹介

#### ○事務局紹介

#### 議題1 正副委員長の選任について

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) 千葉市いじめ等調査委員会設置条例第5条第2項の規定によりまして、正副委員長は委員の互選によることとされておりますが、現在、決まっておりません。

つきましては、委員長が決まりますまでの間、仮の議長として志村総務局長を充てたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご了承をいただきましたので、志村総務局長により議事を進行させていただきます。

(志村総務局長) 委員長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長選任の件につき、議事を進行させていただきます。

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、委員長は委員の互選により定めることとしておりますことから、委員の皆様から、資料に添付しておりますプロフィールなどを参考としていただき、委員長にふさわしいと思われる方を無記名でご投票いただき、一番票数の多かった委員を委員長とすることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(志村総務局長) はじめに、投票袋の中が空であることのご確認をお願いいたします。

(委員が投票袋を確認)

(志村総務局長) それでは、投票用紙をお配りいたします。

(委員へ投票用紙が配布され、投票)

(志村総務局長) それでは、開票いたします。一票目は、宮下先生。二票目も、宮下先生。三票目は、千葉先生。四票目は宮下先生。五票目は、藤川先生。

それでは、宮下先生が三票、千葉先生が一票、藤川先生が一票でございました。

以上の投票の結果、委員長には宮下先生をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) それでは、宮下委員長には委員長席にご移動いただきまして、以降の議事の進行をお願いいたします。

(宮下委員が委員長席へ移動)

それでは、宮下委員長に議事の進行をとり行っていただきます前に、一言、ご挨拶賜りたいと存じます。

#### ○委員長挨拶

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、宮下委員長をお願いいたします。

(宮下委員長) それでは、次に副委員長の選任についてですが、委員長選任時と同様に、委員の皆様から、副委員長にふさわしいと思われる方を無記名でご投票いただき、一番票数の多かった委員を副委員長とすることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

また、最多得票数の委員が複数名の場合は、委員長である私の指名により決めさせていただくことよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(宮下委員長) はじめに、投票袋の中が空であることのご確認をお願いいたします。

(委員が投票袋を確認)

(宮下委員長) それでは、投票用紙をお配りいたします。

(委員へ投票用紙が配布され、投票)

(宮下委員長) それでは、開票いたします。一票目は、藤川先生。二票目は、千葉先生。三票目は、藤川先生。四票目も藤川先生。

それでは、藤川先生が三票ということですので、副委員長は藤川先生をお願いいたします。

副委員長をお願いします藤川先生から一言ご挨拶をお願いいたします。

#### ○副委員長挨拶

## 議題2 委員会の運営について

(宮下委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、委員会の運営について協議いたします。

本日が、初会合でございますので、本委員会の所掌事務、組織等について確認しておきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) それでは、「資料2 千葉市いじめ等調査委員会設置条例」をご覧ください。はじめに、第1条の本委員会の設置目的ですが、本委員会は、本市が設置する学校におけるいじめ等による重大事態の事実関係を明確にし、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止を図ることを目的といたしております。

次に、第2条におきまして、委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。

いじめ等の範囲につきましては、いじめのほか、体罰及び学校の管理下において発生した事故も対象に含め、それらにより、1号又は2号のいずれかに該当するに至った事態としております。

次に、第3条におきまして、委員会の所掌事務を定めております。

委員会は市長の諮問に応じ、前条で示したいじめ等による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行い、その結果を市長に答申すること、必要に応じて問題解決のための方策及び再発防止策を市長に提言することなどを行うこととしております。

次に、第4条から第6条までにおきまして、委員会の組織について定めております。

委員会は5名以内の委員で組織されますが、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができるとしております。なお、委員の任期は2年で、再任を可能としております。

委員会は委員長の招集により開催され、委員の過半数の出席を会議の成立要件としております。なお、議事は出席委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決することとしております。

次に、第7条では調査に関して定めております。

調査対象者に対し関係資料の提出等を求めることや、関係団体へ照会し必要事項の報告や協力を求めることなどを行うこととしております。

また、第8条では、調査のために必要に応じて調査員をおくことができることとしております。

最後に第9条では、前条までに定めるもののほかさらに必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができることとしております。

資料2の説明は以上です。

次に、「資料3 いじめ等による重大事態への対処イメージ」をご覧ください。

こちらは、いじめ等による重大事態の発生から本委員会における調査結果の報告・公表までの一連の流れについてのイメージを図解したものです。

市長は、教育委員会からいじめ等による重大事態が発生した旨の報告や、当該重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合、また、児童、生徒、保護者等からいじめ等による重大事態に該当する旨の申立てを受けた場合に、必要に応じて、重大事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るため本委員会に諮問します。それ受け、調査を行い、その結果を市長に答申するものです。

答申を受け、市長は、被害児童の保護者や教育委員会及び議会に対して報告し公表するとともに、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとしております。

資料3の説明は以上です。

次に、「資料4 千葉市いじめ等調査委員会運営要綱(案)」をご覧ください。

こちらは、資料2の委員会設置条例第9条に基づき、委員会の運営について定めるものです。こちらの要綱案は、本日のご審議をもって、確定したいと考えております。

まず、第2条におきまして会議の公開について定めております。本委員会におきましては、千葉市情報公開条例第7条に定める不開示情報のうち、第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれる事項を取り扱うことが想定されますことから、原則非公開とすることでお示しさせていただいております。また、第2項におきまして、不開示情報が含まれない事項を審議する場合におきましては、

委員長が委員会に諮って必要と認められる者に対して公開することができる旨を定めております。

なお、千葉市情報公開条例及び規則につきましては、資料5といたしまして抜粋を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、第3条におきまして、委員がいじめ等による重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等、調査の公平性や中立性を害するおそれがあるときは、調査審議に原則として加われない旨を定めております。

次に、第4条は、調査について定めております。

委員会が条例第7条第1項に規定する調査を行う際は、その目的、概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、市長に報告するものとしております。

また、調査の進捗状況等を適時かつ適切な方法で市長に報告するものとしております。なお、調査対象者に説明等を求める場合には、委員若しくは臨時委員、調査員が2名以上で行い、そのうちの少なくとも1名は委員又は臨時委員とすることとしております。

また、調査に際し、被害を受けた児童又は生徒及びその保護者が委員会の会議の場で説明等を行うことを求め、委員会が調査のため必要と認めるときは、その機会を与えることができることとしております。

次に、第5条におきまして、調査審議の結果は、報告書により市長へ報告することとしております。

最後に、第6条におきまして、委員会の庶務を定めております。

資料の説明は以上です。

(宮下委員長) それでは、審議に入りたいと存じます。

事務局からありましたが、本日は、「資料4 千葉市いじめ等調査委員会運営要綱(案)」についてご審議いただきたいと思います。

ただ今の説明に対して、ご質問等がございますでしょうか。

それでは、私から一点、形式的なところですが、要綱案の第2条の第2項に千葉市情報公開条例第7条第1項各号とありますが、第7条には1項2項があるのでしょうか。

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) 大変失礼いたしました。第7条は条のみでございます。

(宮下委員長) それでは、第7条各号ということでしょうか。

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) その通りでございます。申し訳ございません。

(宮下委員長) それでは、今の点を訂正という前提で、特にご意見ありませんか。

(藤川副委員長) そうしますと、本日のこの会議も委員会の会議だと思っておりますが、現在公開で進行されています。厳密に行うのであれば、この要綱に基づいて、本日は委員会の判断として公開するという確認を取る必要があるということでしょうか。

(宮下委員長) そうですね。今日はここまで公開で行われておりますから、今日の委員会は公開をするということで、委員の皆様ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(宮下委員長) それでは、その前提で、要綱案ですが、先ほどの点を訂正した形で確定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(宮下委員長) ありがとうございます。そのように確定いたします。

### 議題3 その他

(宮下委員長) 最後に、その他として、「会議録の作成」について、ご協議いただきたいと存じます。事務局より、説明願います。

(事務局 高間人事課コンプライアンス推進室長) 本市では、委員会等の附属機関の会議につきましては、「千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱」により、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後に議事録を作成し、確定するとともに、公開することとされておりますが、併せて非公開で開催する会議につきましては、制約のない議論を行うため、議論の要点のみを記載したものを議事録とすることができるとされているところでございます。

不開示情報を取り扱う本委員会におきましてもその方法により作成してよろしいか伺いたいと存じます。

また、議事録の確定の方法といたしまして、事務局が議事録案を作成後、委員の皆様へ送付し、了承が得られたものを議事録として確定、公表することといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(宮下委員長) ただ今の事務局の説明のとおり、議事録を作成するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、すべて終了いたしました。

ありがとうございました。

○閉会